

議 事 録

会議の名称	岩倉市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和8年1月26日(月)午前10時から午前11時30分まで
開催場所	市役所7階 第1委員会室
出席者	櫻井委員、横山委員、堀尾委員、日高委員、百瀬委員、土屋委員、佐久間委員、山口委員 説明者：教育長、教育部長、学校教育課長、管理指導主事、指導主事、 学校教育グループ長、学校教育グループ主査 欠席者：大野委員、鈴木委員
会議の議題	(1) 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会について (2) 岩倉市におけるいじめの認知件数の推移について (3) 岩倉市におけるいじめの相談体制について (4) 各機関等におけるいじめ防止に関する取組について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☐ 会議の委員長の確認を得ている ☒ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他()
会議に提出された資料の名称	資料1 委員名簿 資料2 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例 資料3 岩倉市いじめ防止基本方針 資料4-1 いじめの認知件数の推移 資料4-2 いじめの発見のきっかけについて 資料4-3 いじめの状況について（文部科学省ホームページより抜粋） 資料5 岩倉市子どもと親の相談員による相談件数等の状況 資料6 岩倉市スクールカウンセラーによる相談件数等の状況
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	0 人
その他の事項	

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

教育長：おはようございます。本日は大変ご多用の中、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会にお集まりいただきありがとうございます。協議に入る前に文部科学省が作成しましたいじめ防止に関する啓発動画をご覧いただきたいと思います。もう既にご覧いただいている方もいらっしゃるかもしれませんが、1分強の短いものが3本あります。いじめを自分ごととして捉える視点や周囲の大人や子ども自身が果たすべき役割について、わかりやすく考えさせるものになっています。まず動画を視聴して共通の認識を持った上で本日の協議に臨みたいと思いますので、まずはご視聴ください。よろしくお願いします。

(動画の視聴)

ありがとうございました。いじめというのは決して特別な場面だけでおこるものではなく、日常の何気ない言動や関わりの中から生じるものであり、周囲の気づきや関わり次第で防ぐことも逆に深刻化させてしまうこともあるということを動画を見て思いました。本協議会は、平成 25 年に施行されたいじめ防止対策推進法に基づいて設置された会議です。関係機関の皆様と連携しながら、いじめの未然防止や早期発見、適切な対応について協議して今後の取り組みに生かしていくことを目的とした会議です。いじめに関する会議については、もう一ついじめ問題専門委員会がありますが、そちらは重大事態が発生した場合に速やかに調査、検証を行うための組織です。本日お集まりいただいている会議はそうした事態に至らせないために、日常の教育活動や地域の取り組みを通じて、いじめを未然に防ぐ視点から幅広く意見交換を行う場として位置づけているものです。いじめは法においては子どもが一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を受けているものと定義されています。いじめられた子どもの立場に立って判断することが基本ということもうたわれています。近年はSNSやオンライン上のやり取りが日常化しており、先ほどの動画でもご覧いただきましたように、学校の外や大人の目の行き届かない場所でいじめが深刻化するケースも見られていますので、より一層の注意と連携が求められているという状況にあると思います。国においても先ほどの動画を始め、いじめの重大化防止に向けた留意事項や、SNS上の暴力行為やいじめへの緊急対応、さらには子どもの自殺事案を踏まえた背景調査の指針の見直しなど、そういった施策の充実が図られています。こうした動きはいじめを決して見逃してはいけないと、社会全体で子どもを守るという強いメッセージであると受けとめています。いじめの対応には特効薬はなく、一度指導すれば終わりというものではありません。日々繰り返されることもあり、日々の教育活動や集団生活の中で考えの違う相手とどのように折り合い

をつけるかということや相手の尊厳を傷つけない関わり方を学ぶことなどを通して、社会性を地道に身につけていくという取り組みが大事だと思っています。本日お集まりの皆様には、それぞれの立場から日頃感じていらっしゃる課題や、子どもたちの変化、地域や家庭での様子などを率直にお話いただき、いじめという社会課題に対して、私達大人がどのように向き合っていけばよいかということを協議していただきたいと思います。本日の協議が実効性のある取り組みに繋がることを期待しまして開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 委員紹介

5 会長の選任

事務局：次に会長の選任に移りたいと思います。岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選によることとされていますが、事務局から提案させていただきたいと思います。会長には、岩倉市の校長会長である岩倉中学校長の櫻井委員を事務局案として、提案させていただきます。異議がなければ、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございました。ここで櫻井会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

櫻井会長：ただいま承認いただきました岩倉中学校の校長をしております櫻井と申します。本会議は様々な立場の方が集まっている会議ですので、いろいろなご意見をいただけたらと思っております。ご協力の程よろしくお願いいたします。

6 議題

櫻井会長：それでは、次第により議事を進めさせていただきます。議題に入る前に、本委員会の運営について事務局より説明をお願いします。

事務局：本日の協議会は、傍聴者はございませんが、原則として公開としております。議事録については、事務局において要点整理を行い、確認後議事録として確定し、市のホームページで公表させていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

議題（１）岩倉市いじめ問題対策連絡協議会について

事務局説明後、議題（１）に対して質問、意見なし。

議題（２）岩倉市におけるいじめの認知件数の推移について

百瀬委員：令和3年度から令和5年度の3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響があつて多かったということですが、もう少し詳しく教えていただきたいです。

事務局：令和元年度から令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響で関わりを持っていなかったということがあります。令和3年度以降通常の学校の生活が戻りましたが、関わりを持つ期間が一定数なかったことで、令和3年度から令和5年度までは人間関係が上手に築けなかったものが、徐々に解消されてきたのが令和6年度以降になったということです。今回は減ったというよりかは、戻ったということで、令和元年度以前の20件から30件の間で推移しています。

櫻井会長：学校で子ども同士が関わっている中で、いじめの認知件数はもっと多くなければいけないと思っています。教員も子どももこれぐらいはいじめではないだろうという意識が出てくる可能性があり、それは防がなければいけないと思っています。昔に比べて見えにくくなっているのが現状です。SNS上のいじめの場合は、学校に携帯を持ってきていないため発覚しづらく、学校側としては危惧しなければいけないと思っていますし、認知件数は多い方がよいという話は学期ごとにしています。例えば生徒同士のめ事に関する生徒指導の案件があった場合、その背景には必ずいじめの可能性があるという見方をして調査をします。結果として、いじめはないことが多いですが、教員にはいじめはあるものだという意識で見ると言っています。認知件数としてはすこし少ないと思います。

櫻井会長：小学校は学年によって数が年々変化しているということですが、特に関わりが多くなってくる3年生や4年生は増えてくるような気がしますけれど、何か学年による推移について把握していますか。

事務局：令和5年度を見てみても、4年生が4件、5年生が7件、6年生が4件です。4年生以降の中学年から高学年にかけて件数が増えていると思います。

事務局：いじめの定義について少し補足説明をさせていただきます。いじめの定義について、令和4年度に国から通知があり変わりました。以前は、けんかを除くということになっていましたが、令和4年度以降はけんかやふざけ合いであっても、相手のとらえ方しだいでカウントするようになりました。いじめの認知というところで、統計上の件数の数え方が変わったこともあり少し増えたのではないかと感じています。

櫻井会長：いじめを見つけづらい世の中になっていて、学校としてはアンケートを取ったり普段の様子を見たりして把握していますが、実際にいじめがわかるのは、保護者の訴

えなどが多いです。子どもたちのいじめの早期発見に繋がるような取り組みとして、各関係機関の取り組みや、学校における事案など、何か情報交換できることがあれば教えていただけませんか。愛知県の方でLINEの相談ができるようになりました。そのような誰が入れるような窓口は作られてきていて、学校側はそのことを周知するために、夏休みの前や入学説明会の資料などで案内していますが、完璧な周知とは言えません。関係機関の方で何かやっていることはありますか。

山口委員：法務局ではLINEによる人権相談を開催しています。昨年度も作りましたが今年度もLINE人権相談のカードを作り、学校等に備え付けをお願いしています。今年度につきましては、図書館や児童館等に備え付けをして気軽に相談できるような体制を取っています。また、SOSレターという相談もあり、学校や図書館等に依頼をしてやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

櫻井会長：地道な取り組みをしていただいています。学校側もそれを受けて、配る時期や掲示場所について検討したり、保護者が集まる場所で紹介したりして、窓口は設けられていると思います。

横山委員：例えばSOSレターやLINEの相談があったという経緯もそうですが、相談があった際、内容によっては学校の方に伝えることはありますか。

山口委員：情報提供させていただくこともあります。

横山委員：その判断は法務局で聞いて、学校と相談した方がよいと思ったときには、相談するということですか。

山口委員：家族の方からいじめがあるので法務局にも関与していただきたいということであれば、人権侵犯事件として扱い、学校の方に調査や聞き取りをさせていただくこともあります。

櫻井会長：法務局がフィードバックをする場合は、どのようなルートで来ますか。

山口委員：SOSレターにつきましては、子どもには誰にも話さないということで相談を受けていますが、そこでいじめが疑われる相談のときには、法務局の方から学校の校長先生や教頭先生に状況等を聞き、対応方法について話し合いをしています。

櫻井会長：学校現場としては名前が特定されなくても、内容を教えていただけるだけでいじめがあるという目で見ることでもでき、ありがたいと思います。教育委員会では相談窓口や

啓発の方法について、工夫していることはありますか。

事務局：市独自でやっていることは、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーについてホームページ等で周知をしています。

櫻井会長：不登校やいじめの関係で、ホームページに相談窓口の一覧を作っていただきましたが、いじめは関係なかったのでしょうか。

事務局：不登校がメインですが、特にスクールソーシャルワーカーについては、実際は不登校以外の電話相談も多い状況です。

櫻井会長：そこらいじめに繋がる案件もあるということですね。

事務局：実際にはスクールソーシャルワーカーのもとに相談として入ってきます。

議題（３）岩倉市におけるいじめの相談体制について

議題（４）各機関等におけるいじめ防止に関する取組について

櫻井会長：一宮児童相談センターでは、相談件数について、変わってきていることや増えている等、何か傾向はありますか。

百瀬委員：児童虐待の関係が増えてきているというところは変わりません。

櫻井会長：学校では発達障害等の傾向が小学校で増えてきているという話がありましたが、そういった発達に関する相談とかはいかがですか。

百瀬委員：発達相談という形ではなく、虐待の問題や家庭の養育についてなど、いろいろな相談の中に発達障害の問題が含まれているケースがとても多い印象です。療育手帳を交付してもらいたいということで来る人も増えています。以前は療育手帳を取ることに抵抗があるという人も多かったのですが、今は療育手帳に該当するかわからない人でも支援を受けるために来ています。

櫻井会長：この会議はいじめに関するものですが、先ほど教育委員会からもあったように、いじめだけの問題で相談するのではなく、その背景にいじめがあるということもあります。発達障害や児童虐待など、いろいろなところらいじめに繋がるケースもあると思い

ます。小学校について、ここ数年何か傾向はありますか。

横山委員：岩倉には各校に子どもと親の相談員がいることがとてもありがたいと思っています。岩倉東小学校は他の4校と比べて特徴が大きく違いますが、やはり言葉の悩みがあり、相談員のところにはたくさんの子どもが相談に来ます。それは深刻な悩みがあつて来るというよりは、そこに居場所があるということもあります。そこに来ると、同世代の子でなくても違う学年の友達ができるということもありますし、友人関係がうまく築けない場合も相談員が間に入ることで解消していくこともあります。また、以前友達のスマートフォンの暗証ロックを知っていて開けてしまい友達トラブルになったという事態もありました。内容が大したことなく大きな問題にはなりませんでした。友人関係は昔よりも今の方が複雑になっていると思います。特に岩倉東小学校では、学習支援も含めて、とてもありがたい存在であることは確かです。小学校では、深刻な悩みではなくても、少し顔を出すという感覚で相談している人は多いと思います。

櫻井会長：小学校で友人関係が薄くなってきている部分も感じますし、居場所作りや他の学年との関わりの話もありました。保護者の方にお尋ねしますが、子どもを見ていて、スマートフォンや友人関係など、いじめにつながる要素がたくさんある中で、何か危惧していることや心配していることはありますか。

堀尾委員：学年が上がる事によって、友達関係が変わり、今まで仲良くしていた友達と急に話せなくなったり、トラブルで学校に行けなくなったという話を聞きます。成長過程によって、友達関係も変わり、親も見守っていききたいとは思いますが、子どもからは過剰に反応しないでほしいと言われます。見守った結果、状況が悪くなってしまった場合に、子どもたちをどのように守っていけばいいのか、子どもたちの世界に親がどこまで踏み込んでいいのかということが一番の悩みです。子どもを守るためにどこまで関与するべきかが難しいです。親子間の温度差は本当に感じます。

日高委員：私の場合、子どもの年齢層が離れていて、一番上の子どもが小学校のときのいじめの問題と今の問題はかなり変わってきています。子ども同士の関わり方について見えづらくなっていることも小学校低学年の子どもを見ていて思います。アドバイスはできますが、学校生活について親は踏み入ることができない領域であり、先生方をお願いしているのが現状です。中学生になるとそのことがより鮮明になり、子どもの方からなかなか親に言えず、気づくのがかなり後になってしまうこともあります。親と子どもの間に距離感があり、子育ては難しいなと思っています。手探りや模索の毎日で、帰ってきた時の子どもの表情や何気ない会話の中から感じ取るように心掛けています。

櫻井会長：保護者の方は皆さん同じような悩みを持っていると思います。先ほど教育委員会

から話がありましたが、スクールソーシャルワーカーや子どもと親の相談員への相談など窓口を広げることが大事だと思います。地域と保護者をつなぐようにコミュニティ・スクールもやっているといます。学校の立場としては、相談していただければ聞くことはできますし、知っていれば協力することができます。

日高委員：中学生になると保健室に話をしに行くことができますが、それを小学生ができるかと言えば難しいと思います。小学校の特に低学年の子どもに対して、保健室は話をしに行ってもいい場所であるということを、学校側から伝えてもらえると嬉しいです。

櫻井会長：相談件数の小学校低学年が少ないことは、自分で相談に行けないということもあると思います。今後、教育委員会や学校からの働きかけが必要だと思います。

櫻井会長：発達障害について、岩倉市が児童発達支援センターベースをもとに発達支援をしていて、学校としては教育委員会以外の福祉課やこども家庭課等からも情報提供を受けて連携をしています。そのような関わりや連携について、こども家庭課で何か取り組んでいることはありますか。

佐久間委員：大きな組織の枠組みとしては、令和6年度から家庭児童相談室について、それまで福祉課でやっていた虐待の対応をこども家庭課でやることになり、こども家庭センターを設置しました。虐待などを中心にその他の子育て支援相談にも対応し、学校などの関係機関と協力する組織体制になっています。また、こども家庭課が所管している児童発達支援のあゆみの家では、未就学の子どもを対象に療育支援を行っており、小学校に上がる進級のタイミングでは、学校に情報を提供し進学に繋げていくという取組を行っています。

櫻井会長：中学校においても、子育て関係で情報提供をしていただく機会が増え、ありがたいと思っています。小学校では関わりについて何かエピソードはありますか。

横山委員：あゆみの家は、小学校就学の際にとっても助かっています。あゆみの家に通っていて小学校に就学してくる子どもについては、割としっかり把握ができています。保育園でも縦割りなどいろいろな教育をされていて、そこから漏れてしまう子どもがいても、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに学校としても相談することができ、ありがたいと思っています。ただ、岩倉東小学校では外国籍の方が多く、日本の教育がここまでやってくれていることを話しますが、なかなか気づいてもらえないところがあります。岩倉市の方でもいろいろな形で考えてくださっているので、どんどん共有し繋がっていきたいと思います。

櫻井会長：いじめについての議題ですが、結局人間関係や発達の違い、文化の違い等がいじめに繋がっているの、それをいろいろな機関で連携しながら、少しずつ円滑にできるような取組をやっていただきたいです。

中学校では、警察のお世話になることもあります。昔の中学校の生徒指導だと、何かあると教員が出動していましたが、今は警察の方の立場をお借りして子どもたちの健全育成ができています。例えば、けんかがあった場合でも、そこに上下関係があるといじめに繋がることもあり、そういったことも踏まえて、協力をしていただいていると思っています。

土屋委員：SNS上で高校生や中学生が暴力を振るっている動画が拡散されたり、先ほどの文部科学省の動画のようななりすましもあり、いじめの影響もいろいろ変わってきていると思います。警察にじかに相談があって即対応するというパターンは非常に少なく、学校など関係者からの情報提供を受けて対応するケースが多いです。今は事件関連でなかったとしても、警察として学校や保護者とは違う立場で対象児童に対して注意喚起しますので、活用していただきたいと思います。

現在では小学校5年生ぐらいからスマートフォンを使いますが、SNSの使い方についての教室を開いています。SNSの使い方について、警察でしか知り得ない情報もありますので、事件とは別に予防的観点で警察を活用していただきたいと思います。

櫻井会長：何か起こってからの対応というよりも、それを防ぐためにご協力いただいていると思います。保護者に対しても、学校とは違った立場で話を聞いたり、指導をしたり、その後の見守りもしてくださるので、警察への相談を薦めています。いろいろな機関が関わっていただいていると思います。

事務局：本日は、長時間にわたり、たくさんのご意見をいただき誠にありがとうございました。今後の取組に生かしていきたいと考えております。以上で本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。